

国費 オープンカウンター方式による見積依頼案件参加要領

随意契約を前提とした見積依頼です。

期日までに提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込み。）を提示された事業者を契約の相手方とします。

なお、売払いの場合は、最高価格を提示された事業者を契約相手とします。

参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読のうえ、下記の問い合わせ先にご連絡ください。

記

《留意事項》

1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2 案件内容

「オープンカウンター方式による見積依頼案件」のとおり（福井県警察本部のホームページ→「お知らせ」→「入札公告等のお知らせ」の中に掲載されています。）

3 問い合わせ先（見積書の提出先）

〒910-8515 福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県警察本部 会計課 用度係

代表電話番号 0776-22-2880（内線 2221, 2223）

- ※1 説明等を受けるため直接来庁される場合は、事前に電話連絡をお願いします。
事前連絡なしで来庁されますと、担当者が不在の場合があります。
- ※2 見積書は、持参、郵送を問わず、締切日時必着とし、封筒の表に「オープンカウンター見積書在中」と必ず朱書きしてください。見積書の提出期限までに提出、到達できなかった見積書は無効となりますのでご注意ください。
- ※3 見積書の様式は、各社の見積書で結構ですが、別紙「見積書記載要領」の内容を満たしていなければ無効となりますのでご注意ください。

4 契約の相手方及び契約金額について

提出された有効な見積書のうち、予定価格の範囲内であり、かつ、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方とします。

なお、売払いの場合は、最高価格を提示された事業者を契約相手とします。

見積額は、各案件において特段の指示のない限り、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税込み）を記載してください。

5 見積合わせ結果について

見積書を提出された事業者の方は、見積書提出期日後、上記3に問い合わせいただければ決定業者及び金額についてお伝えします。

6 契約書等作成の要否について

会計法令等の規程に基づき、契約金額に応じ、指定の契約書又は請書を作成していただきます。（契約金額によっては作成を省略する場合があります。）

7 その他

- (1) 見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。
- (2) 上記4において、同価の見積が2人以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定の例に倣い、「くじ引き」を実施します。
- (3) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (4) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。